



## 2 久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に向けた今後のスケジュール（予定）

年度	月	市	国（次ページ資料より）
令和4年度	8月		計画作成に向けた各種調査に関する説明会 （動画配信、資料掲載）
	12月～1月	・高齢者実態調査実施	
	2月	令和4年度第4回介護保険運営協議会	基本指針見直し議論
	3月	・高齢者実態調査報告書作成	計画に関する基本的な考え方を提示
令和5年度	4月	令和5年度第1回介護保険運営協議会 ・久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について（諮問） ・計画策定の概要について	
	7月	令和5年度第2回介護保険運営協議会 ・計画素案の審議（骨子案）	※基本指針案の提示
	9月	令和5年度第3回介護保険運営協議会 ・計画素案の審議	
	10月	令和5年度第4回介護保険運営協議会 ・計画素案の審議	
		・サービス見込量、保険料の仮設定	
	12月	令和5年度第5回介護保険運営協議会 ・計画素案の審議 ・パブリックコメント実施について	
	1月	令和5年度第6回介護保険運営協議会 ・パブリックコメントの結果報告 ・計画案に対する答申	報酬改定率等の係数を設定
	2月	・久喜市介護保険条例の改正	
3月	・久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を印刷		

### ※ 第9期介護保険事業計画の基本指針案について

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとされています。

市町村は、国が定めた基本指針に即して、3年を1期とする介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は、計画を策定する際のガイドラインとなります。

国は、第9期介護保険事業計画の策定に向けた基本指針（案）について、令和5年7月頃提示するものとしています。



